

女性活躍推進法に基づく  
やまと広域環境衛生事務組合特定事業主行動計画

やまと広域環境衛生事務組合

# やまと広域環境衛生事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和7年4月1日

やまと広域環境衛生事務組合 管理者

## はじめに

平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）」が制定され、地方公共団体を含む一定の事業主に対し、事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられました。

やまと広域環境衛生事務組合(以下「当組合」という。)における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、10年間の時限立法である法第19条に基づき、当組合に勤務する全職員を対象として策定するものです。

また、本計画に基づき、女性職員の職業生活での活躍を推進するとともに、全職員の職業生活と家庭生活の両立を職場全体で支援します。

## 1.計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間とします。

## 2.計画の対象者

全職員

※ただし、御所市及び田原本町、五條市から派遣されている職員を除く

## 3.本計画の推進体制等

本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検を各年度に1回実施し、当組合ホームページ等で公開します。また、新たな取組や改善等が必要になった場合には、本計画の改定等を実施します。

#### 4.女性職員の活躍の推進に向けた取り組み内容

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣令（平成27年内各府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、当組合において女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、目標の達成に向けた取り組みを行う。

#### 採用に関する事項

- 新規採用予定は毎年1人の会計年度任用職員のみであるため、目標設定は行わない。

#### 継続就業及び仕事と家庭の両立に関する事項

- 年次有給休暇の取得率70%以上にする

年次有給休暇の積極的な取得を促進するため、業務配分の見直しを行うと共に職員の年次有給休暇に対する意識の改革を図り、計画的な年次有給休暇の取得、特に所属長が率先して年次有給休暇を取得するよう促すなど、年次有給休暇を取りやすい環境づくりに努めます。

#### 長時間勤務に関する事項

- 職員一人当たりの超過勤務時間数を年間50時間以内とする。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保ち、男女が共に家事・育児の家庭生活における責任を果たしながら職場においても貢献していくことが出来るよう、職員の長時間勤務の是正に努めます。時間外勤務を減らすために管理職が業務内容や仕事の配分を見直します。

#### 配置・育成・教育訓練及び評価・登用に関する事項

- 職員数が少なく、配置換え及び登用が無い場合、目標設定は行わない。